

情勢説明①「高齢者犯罪の実態」

警察政策研究センター所長 佐々木 真郎

1 はじめに

高齢者犯罪の実態及び特性について、先ほど太田先生、古川先生からそれぞれ詳細な分析の結果と実態につき御発表があったが、最新の状況について犯罪統計に基づき説明させていただく。結論から述べると、太田先生からの御発表とトレンド的に大きく変わることはない。

2 高齢者犯罪の実態

(1) 高齢者犯罪の全体的推移

最初に、少年・成人・高齢者の年代別に区分した検挙人員等の推移（図1）についてであるが、高齢者犯罪について、少年犯罪又は成人犯罪と比較した場合、少年犯罪が平成16年以降減少していき、成人犯罪も19年以降減少していったのに対し、高齢者犯罪は平成19年ぐらいまで増加傾向、20年以降は横ばいである。

(2) 罪種別に見た高齢者犯罪の実態

ア 刑法犯検挙人員

次に、罪種別に見た平成24年中の高齢者による刑法犯検挙人員（図2）についてであるが、これを見ると、窃盗犯が多い。約74%が窃盗犯である。これをさらに詳細に見ると、万引きが80.4%と大半を占めている。その他の刑法犯の中では占有離脱物横領、主に自転車が被害の対象となっているが、これが非常に多い。粗暴犯についてもある程度数が認められ、中でも、暴行への偏りが見られる。

続いて、罪種別に見た高齢者による刑法犯検挙人員の推移（図3）についてであるが、先ほど、高齢者犯罪は減少していないと申し上げた。その原因は、万引きが全体の大きな比率を占めていることによるものであるが、この万引きがなかなか減らない、むしろ増えている。しかし、近年においては、犯罪者率が横ばいで推移していることから、高齢者人口の増加率とほぼ等しい増加になっていると言える。また、体感治安に大きな影響を与える凶悪犯について見ると、統計量としては極めて少ないが、凶悪犯についても穏やかな増加傾向を示している。内訳的に見ると、殺人、強盗の増加が影響している。

イ 被害者との関係

次に、高齢者による殺人の場合における当該高齢犯罪者と被害者との関係（図4）についてであるが、面識のある者を対象として敢行される事件が大半であり、最近では配偶者に対する事件が最も多くなっている。一方、暴行・傷害の場合における被害者との関係（図5）についてであるが、暴行については、面識なしの者に対する事件の増加が目立っており、傷害については、面識のある者、面識のない者ともに穏やかな増加傾向である。殺人では、配偶者やその他親族の被害が多いということが見られたのに対し、暴行・傷害については身近な関係にある親族に対する犯行は少なくなっている。

ウ 動機・原因

次に、身体犯罪の直接の動機・原因についての高齢者と高齢以外の者との比較（図6）についてである

が、殺人においては、特徴的なものとして、介護・看病疲れという動機・原因が高齢者はそれ以外と比べて5.8倍高い。老老介護の影響がうかがえる。暴行・傷害については、憤怒という動機・原因が80%を超えており、高齢者と高齢者以外の者との間に有意な差は認められなかった。その一方で、万引き及び占有離脱物横領についての直接の動機・原因（平成24年中）（図7）についてであるが、高齢者と高齢者以外の者のいずれも対象物自体の所有・自己消費が最も多くなっており、年齢区分における偏りは見られなかった。これは、犯罪統計においては、直接の動機・原因という聞き方で調査しており、万引きや自転車盗は、目の前にある対象物を見てから犯行に着手するため、どうしても直接の動機・原因という調査では対象物自体の所有が多くなってしまい、なかなか差が出ないということが考えられる。

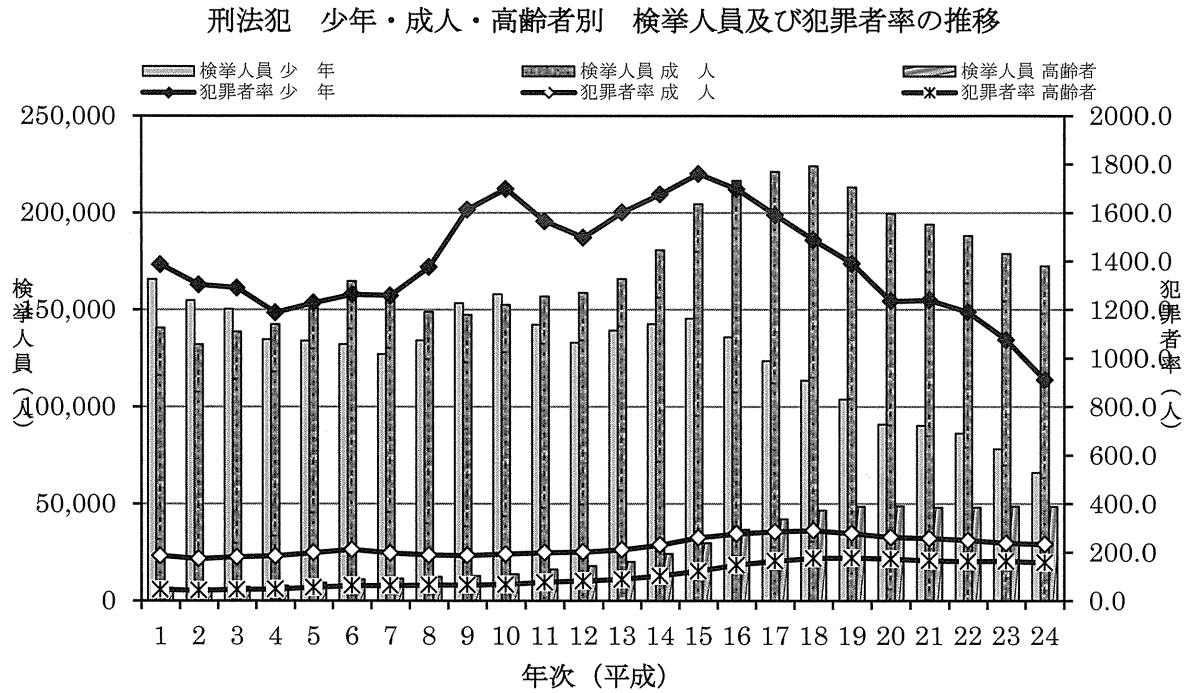
エ 再犯者率の推移

次に、再犯者率の推移（図8）についてであるが、刑法犯全体では再犯者率が上昇傾向である。上昇傾向に影響を与えているのが窃盗犯とその他の刑法犯である。これらが最近上昇しているために全体的な再犯者率も上がっている。凶悪犯、粗暴犯、知能犯等についてはもともと再犯者率が高かったわけで、最近も大きくは変化していない。

高齢者犯罪において大きな比率を占めている万引きと占有離脱物横領の再犯者率（図9）についてであるが、いずれも再犯者率が上昇している。特に、万引きについては、平成24年には50%を超えている。したがって、万引き等の再犯防止をどのように図っていくのかが大きな課題となっていると言える。その一方で、身体犯罪である殺人・暴行・傷害については、統計量がもともと少ないこともあり、上下の起伏は激しいが、傷害について緩やかな上昇傾向、殺人・暴行については横ばい傾向が認められる。

以上で犯罪統計から見た高齢者犯罪の実態についての説明を終わる。

図 1



注 1 年齢区分は、少年14～19歳、成人20～64歳、高齢者65歳以上である。
 2 犯罪者率は、当該年齢人口10万人当たりの検挙人員である。

図 2

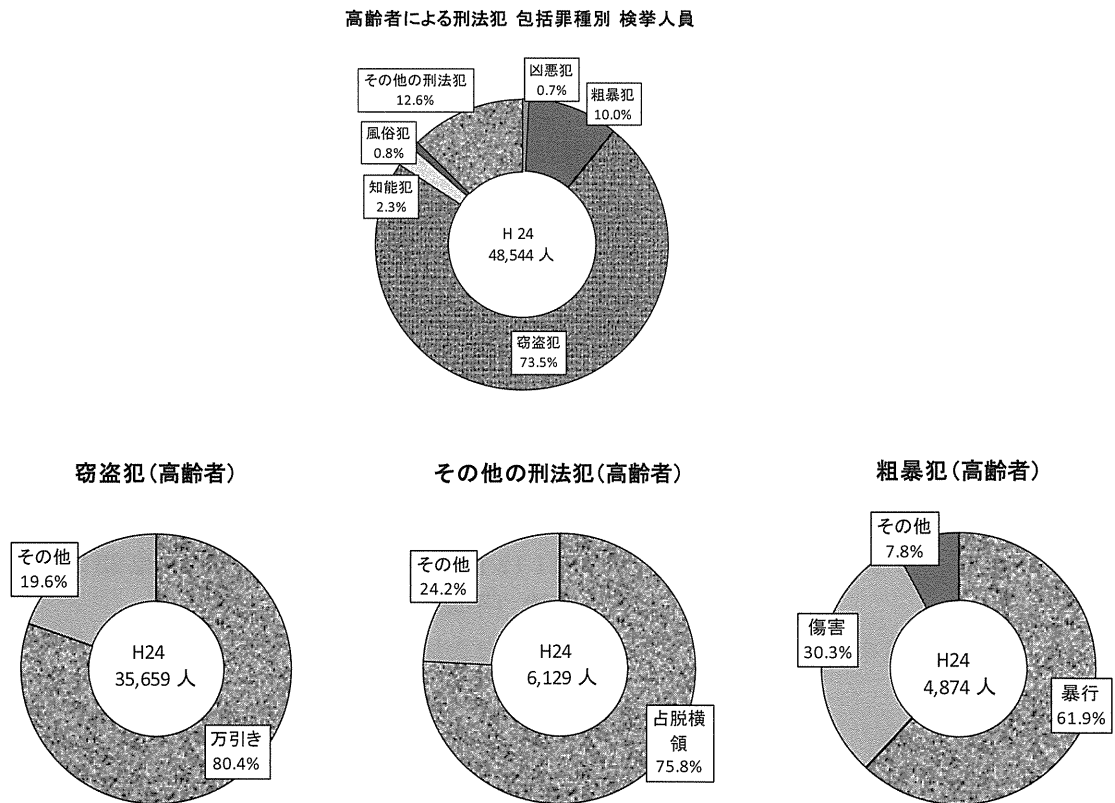
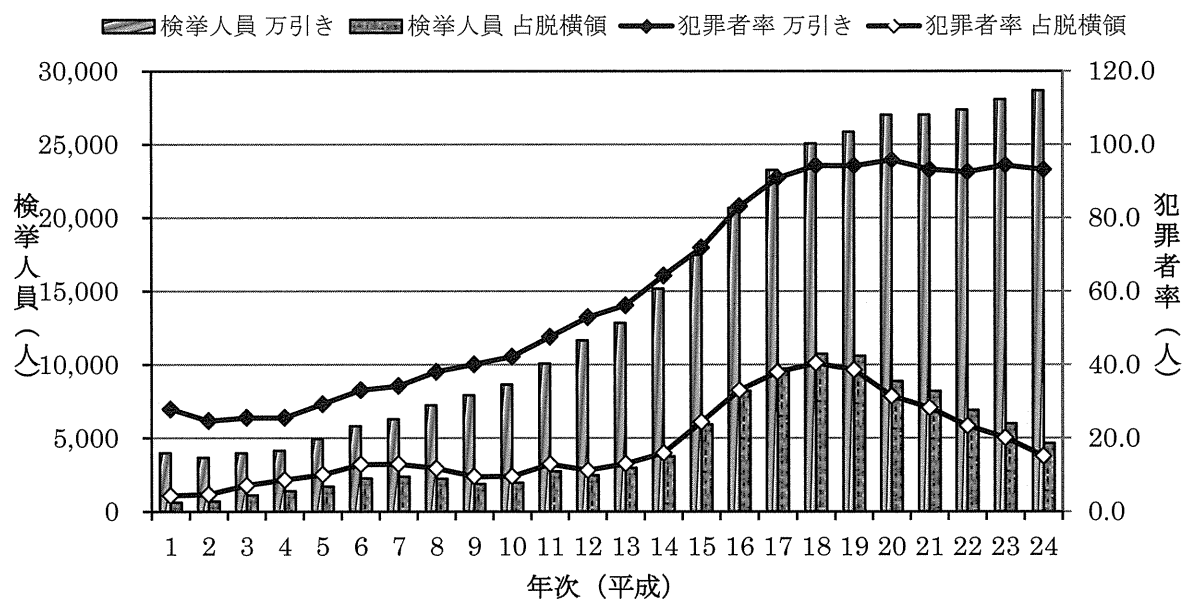


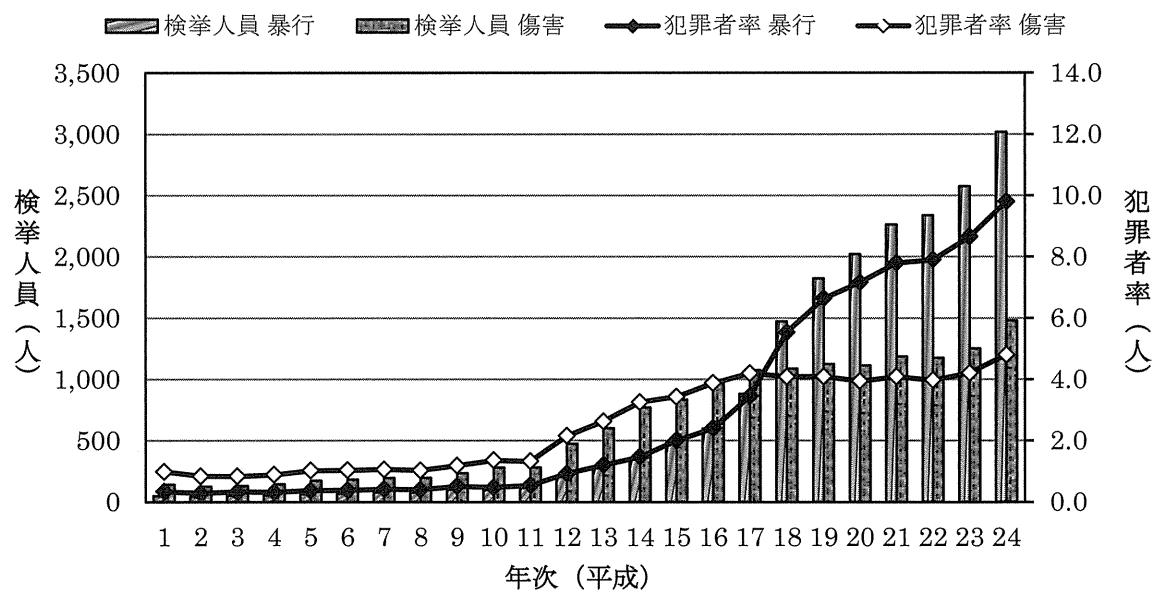
図 3

3-1 高齢者による万引き・占有離脱物横領 検挙人員・犯罪者率の推移



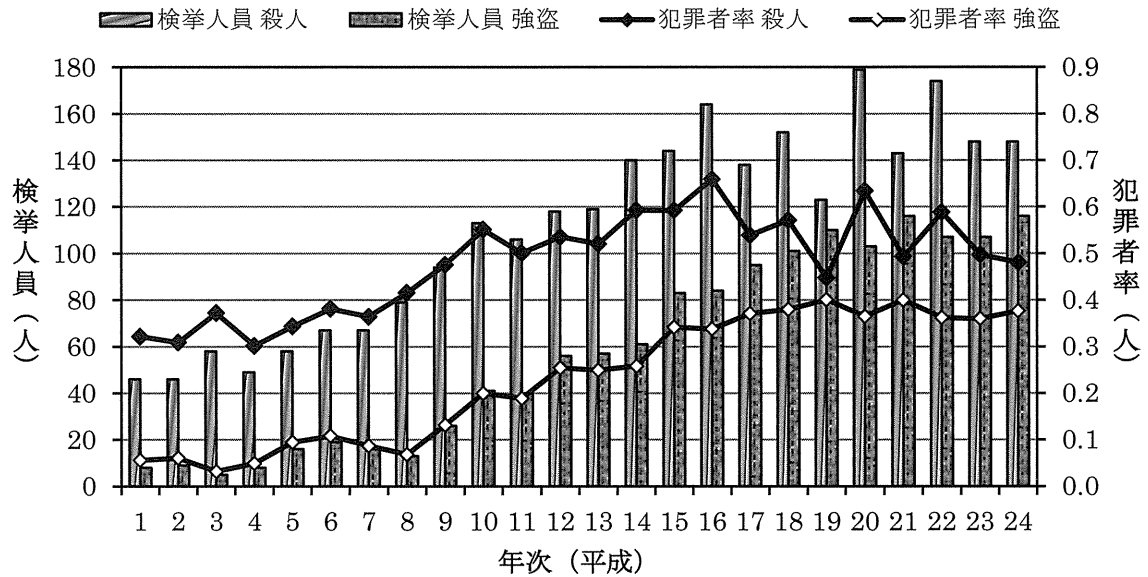
注 犯罪者率は、65歳以上人口10万人当たりの検挙人員である。

3-2 高齢者による暴行・傷害 検挙人員・犯罪者率の推移



注 犯罪者率は、65歳以上人口10万人当たりの検挙人員である。

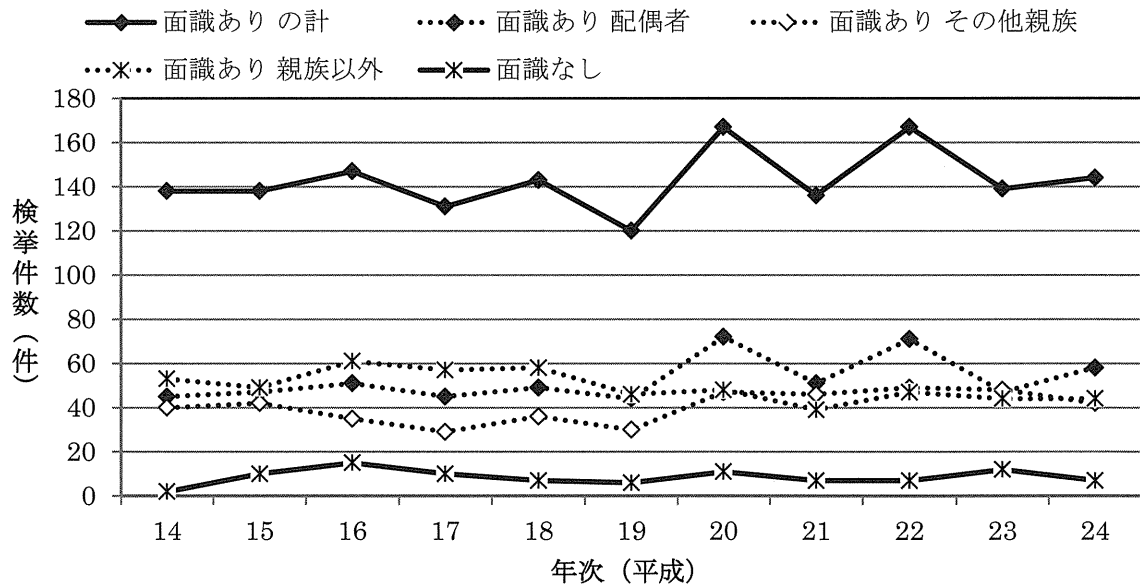
3-3 高齢者による殺人・強盗 検挙人員・犯罪者率の推移



注 犯罪者率は、65歳以上人口10万人当たりの検挙人員である。

図4

高齢者による殺人 被害者は誰か別 検挙件数の推移

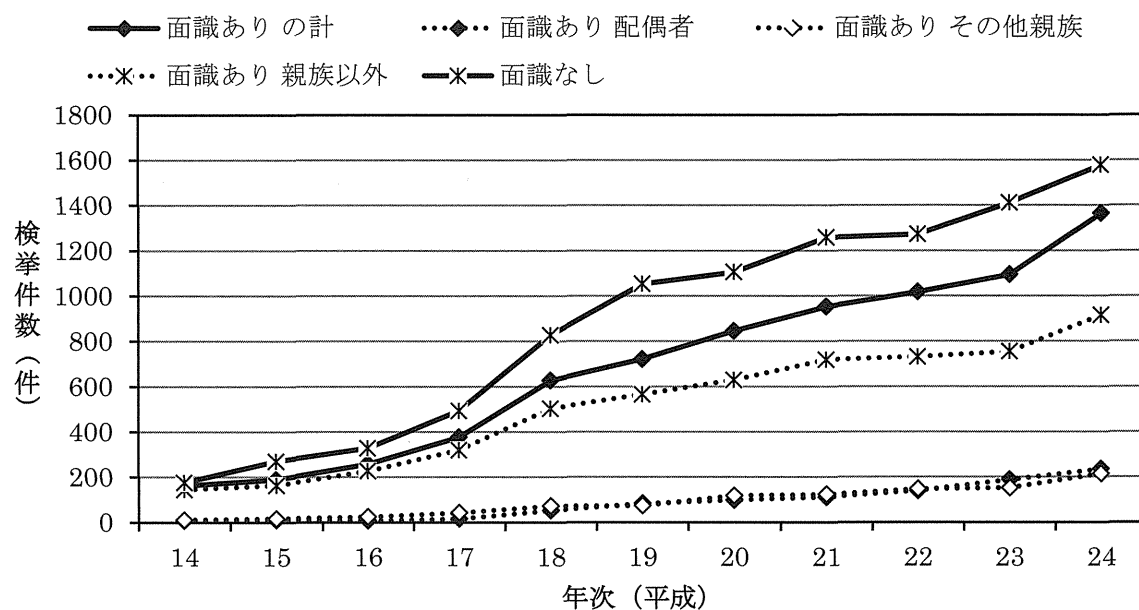


注1 被害者は誰か別の調査は、検挙件数である。

2 解決事件を除く。

図 5

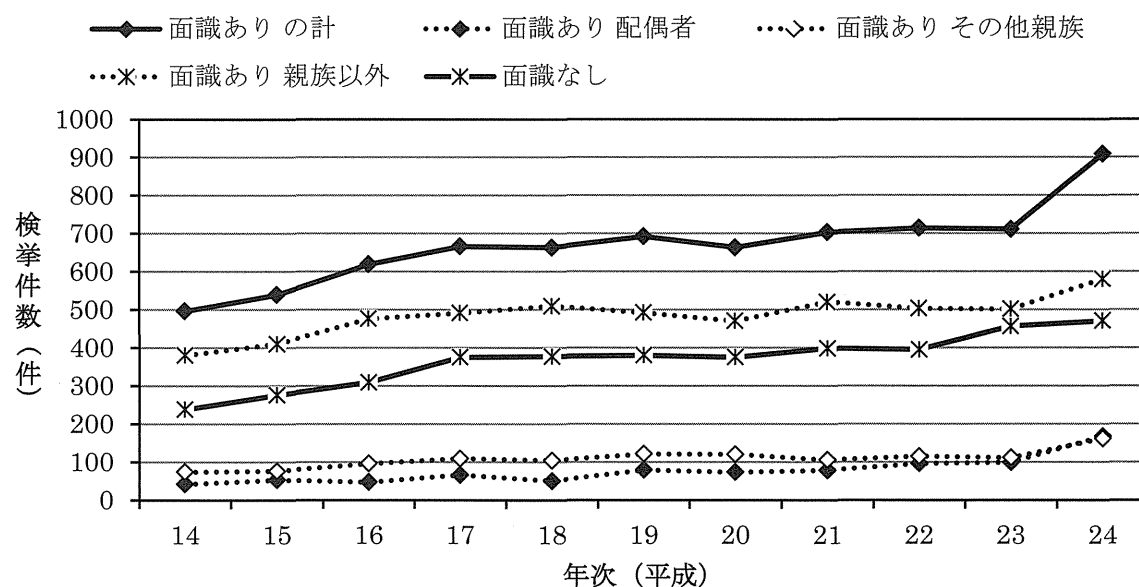
5-1 高齢者による暴行 被害者は誰か別 検挙件数の推移



注 1 被害者は誰か別の調査は、検挙件数である。

2 解決事件を除く。

5-2 高齢者による傷害 被害者は誰か別 検挙件数の推移



注 1 被害者は誰か別の調査は、検挙件数である。

2 解決事件を除く。

図6

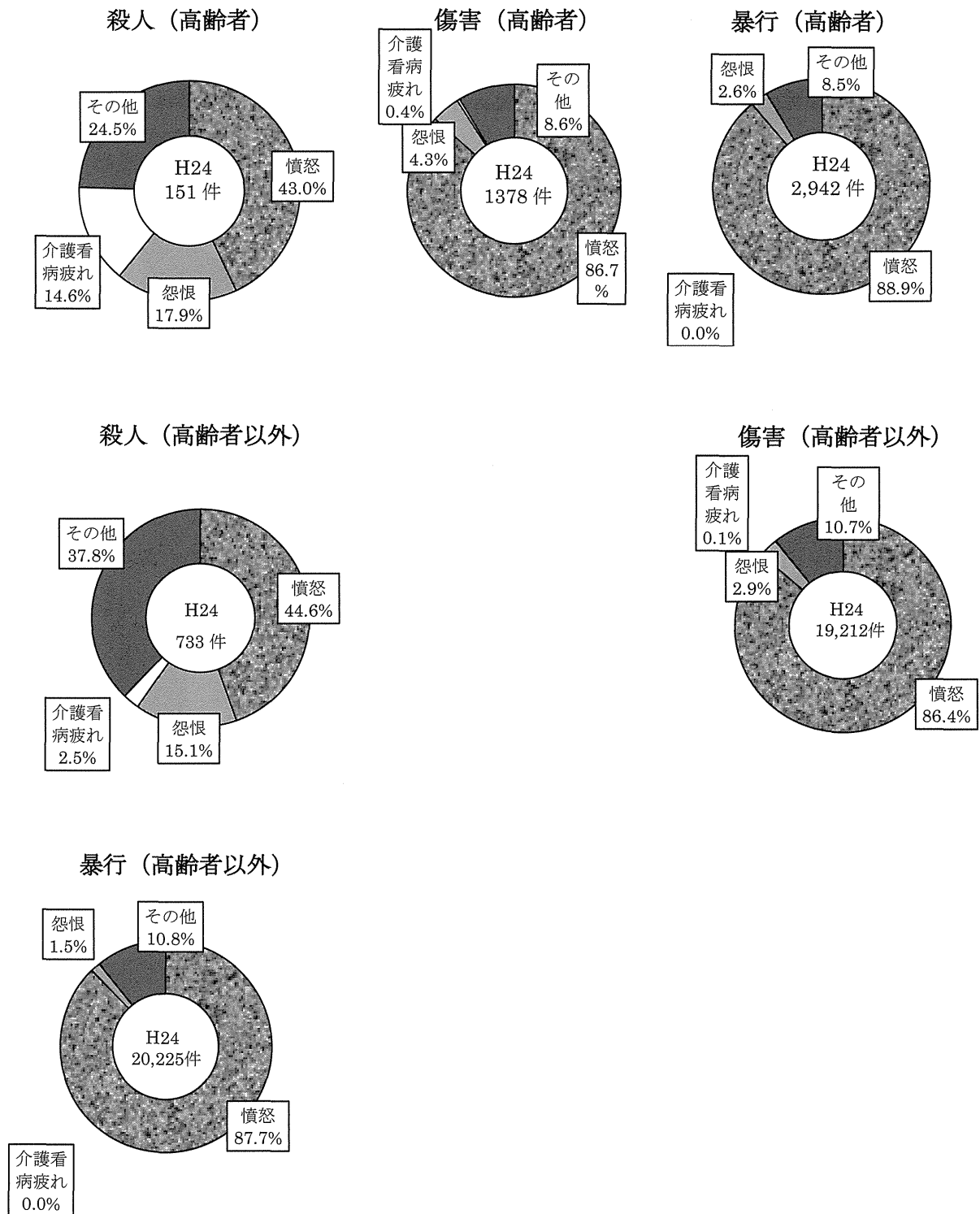


図7

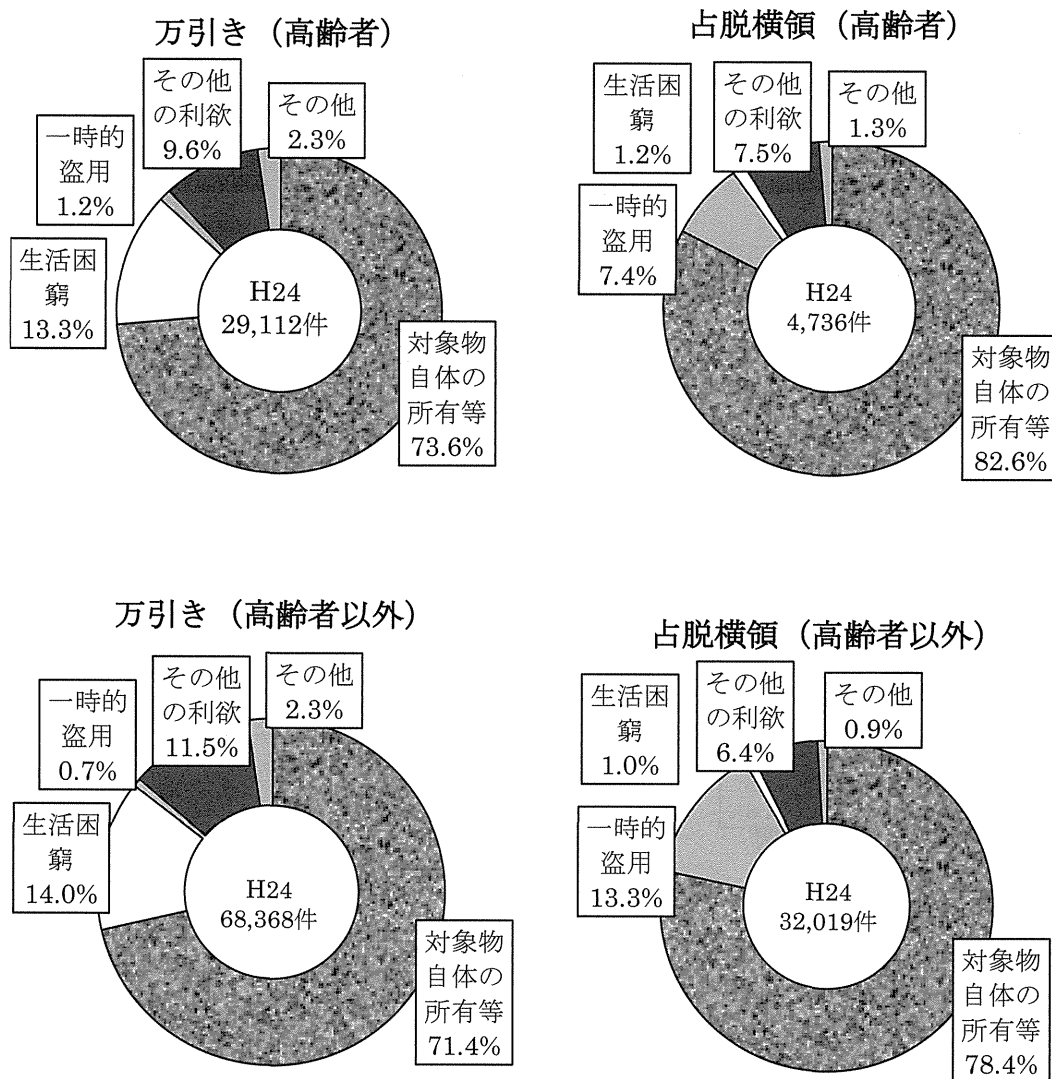
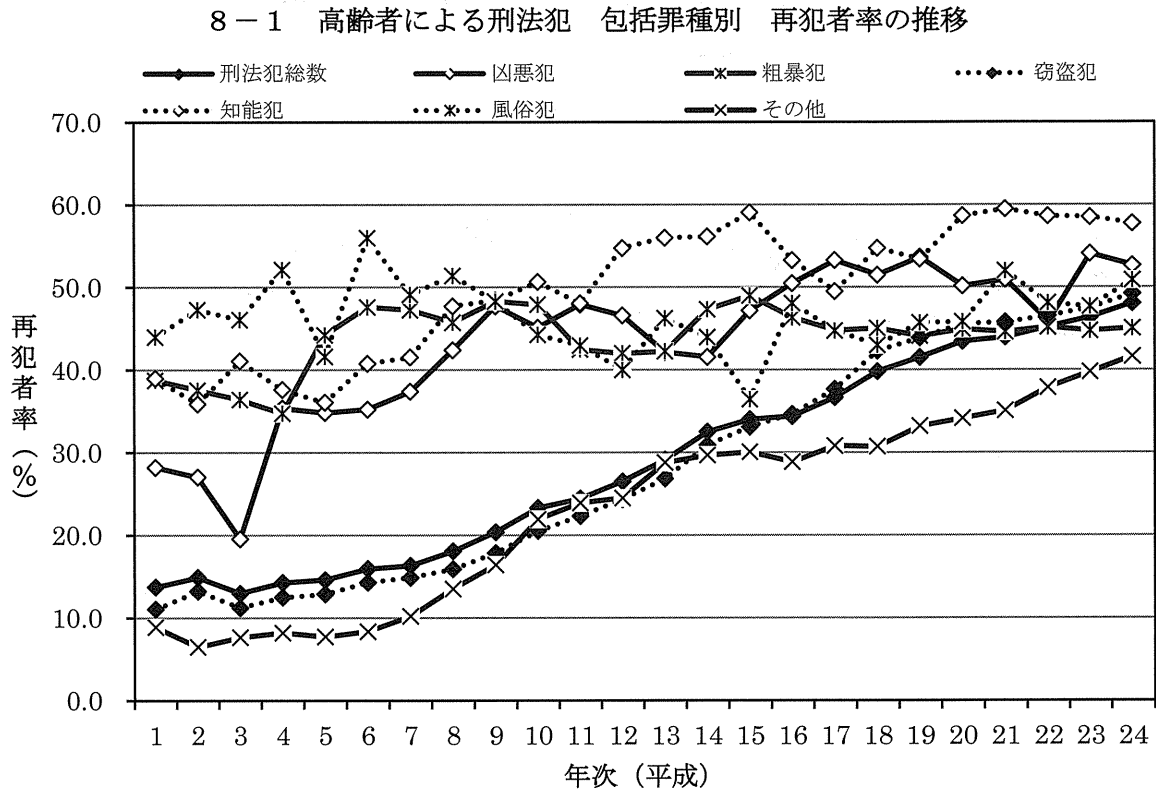
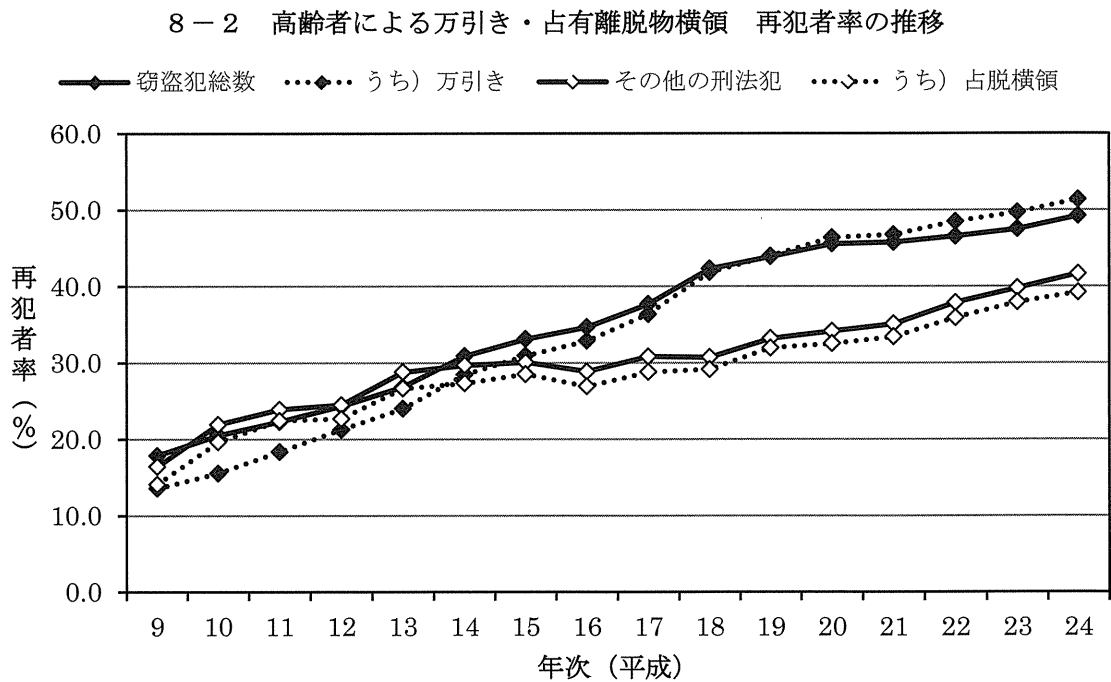


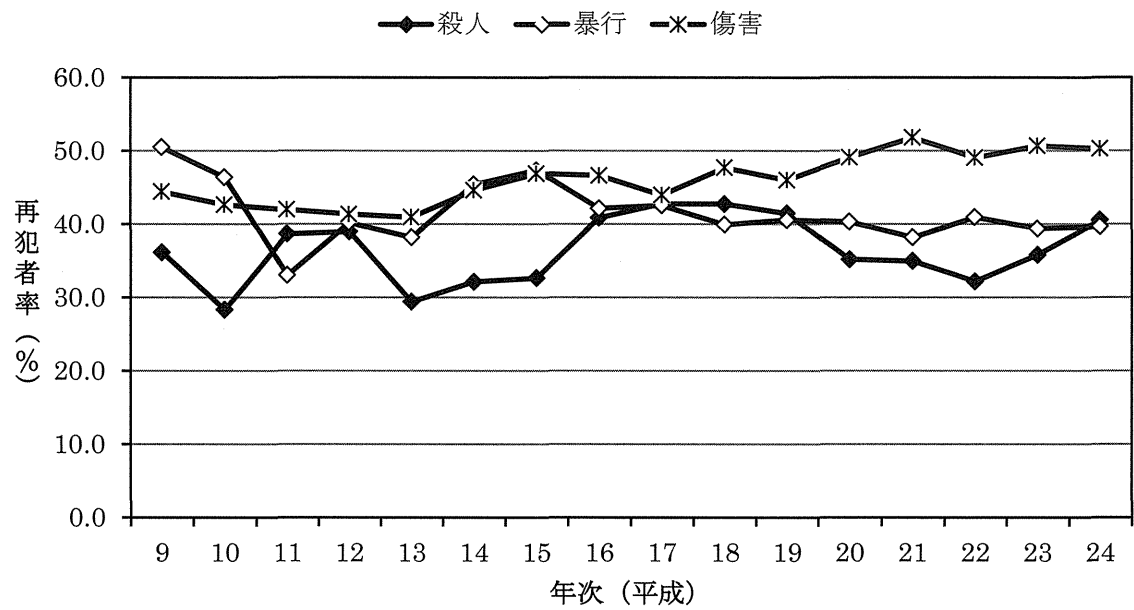
図8



再犯者率は、再犯者÷（初犯者＋再犯者）×100 である。



8-3 高齢者による殺人・暴行・傷害 再犯者率の推移



情勢説明②「高齢者犯罪の現状」

警視庁生活安全部生活安全総務課長 山口 寛峰

1 はじめに

私からは都内の犯罪情勢について、高齢者犯罪の実態、警視庁で取り組んでいる高齢者対策についてお話し申し上げたいと思う。

2 統計数値からみる高齢者犯罪の現状

まず、刑法犯検挙人員に占める高齢者検挙割合の推移（図1-1）についてお話しする。全刑法犯における高齢者の検挙人員と割合は、検挙人員が減少している中で、高齢者の人口及び総人口に占める割合の増加もあり、刑法犯全体の中で高齢者による犯罪の占める割合は年々高まっている状況である。パーセンテージでは、10年前である平成15年の5.5%から、昨年には13.3%にまで増加している。参考までに、都内の高齢者の割合は平成15年、17.4%であったが、平成24年には21.3%で約1.3倍に増加をしている中での伸び率が2倍以上になっているという状況である。

続いて、犯罪の手口別の検挙人員と高齢者検挙割合の推移（図1-2）を申し上げる。先ほど、高齢者人口自体も増加をしているという説明を申し上げた。その中で、幾つかの罪種について、特に高齢者の検挙の割合が増加しているものをピックアップしてみた。暴行、傷害、占有離脱物横領、万引きと、一応四つの罪種を掲げているが、いずれも10年前に比べて2倍ないし2倍近い増加をしている状況を見て取ることができる。いずれも右肩上がりの状況ではあるが、特に際立って多いのが万引きであり、平成15年の10.8%から昨年には24.5%まで増加している。

なお、高齢者の万引きについては、東京都内において、平成24年の統計で初めて、少年による万引きの検挙者の割合を高齢者が上回った。この状況は、平成25年の上半期においても変わらない状況であり、高齢者の万引きが大きな問題になっている。

それぞれの人口10万人当たりにおける罪種別の検挙人員（図1-3）について見てみると、特に万引きについては、平成16年において61.5人であったものが平成24年には118.1人にまで増加している。

続いて、高齢者の刑法犯の検挙人員に占める再犯の割合と再犯検挙人員の推移（図1-4）についてであるが、再犯については、高齢者再犯の占める割合は緩やかな増加傾向である。平成16年の37.6%から次第に上昇してきており、平成24年には55.7%と、実に半数を上回る割合を占める結果となっている。

3 高齢者による万引きの現状

警視庁で行っている万引き対策について若干言及したいと思う。万引きについては、これまで御説明申し上げたとおり、高齢者による犯罪の絶対件数も割合も増加している。警視庁では、平成21年頃から万引きに重点的に取り組むという中で、高齢者に限った話ではないが、万引きの被疑者について、犯行の態様や動機・原因、再犯等に関する調査・分析を実施した（図2-1）。平成22年4月から10月までの6カ月間に行った万引き被疑者について回答を得た1,070人を対象としている。

同居者の有無については、高齢者は独居の割合が44.5%。これは成人も同様であり、高齢者・成人については独居の割合が高いという状況にある。なお、少し古い話であるが、平成17年の国勢調査における東京都在住

の高齢単身世帯の割合は 20.4%である。

続いて、就労の状況であるが、高齢者については 88.2%が無職者という状況であった。

続いて、犯行の動機・原因である（図 2-2）が、高齢者については、物欲等の 67.2%以外では、生活の困窮、空腹、好奇心などが多くの割合を占めた。他方で、少年に見られるようなゲーム感覚、他人に誘われた、販売目的等の回答はなかった。また、店舗を選んだ理由については、高齢者については、知っている店を選んだという割合が他の年齢層に比べて若干高くなっている。33.3%と、実に 3 分の 1 が知っている店において、ふだんよく利用する店と言い換えてもいいかもしれないが、万引きを行っているという状況である。

また、万引きによる被害品についても、圧倒的に食料品が多い。その他、化粧品、衣料品等もあるが、8割弱を食料品が占めているという状況である。少年や成人に見られる家電製品、ゲーム機器類といったようなものは被害品の中に入っていない。被害品の隠匿場所については、各年代とも鞆の中や着衣ポケットに隠す手口の割合が高くなっているが、高齢者の特徴としては、店舗の買い物袋やエコバッグの中に隠匿するという割合が他の年齢層に比べて比較的高いという状況であった。

このほか、警視庁では、平成 24 年 4 月以降、毎年実施をしている。若干付言すると、高齢者に関しては、万引きの動機というか被疑者の意識を聞いている幾つかの項目の中で「生きがいについて」という質問の一つ立てているが、「生きがいがない」と回答した方が約 5 割近くいる。生きがいのなさが、もしかしたら犯行に結びついている一つの要因ではないかとも考えられる。

また、同様の趣旨から交友関係についても調査をしている。アンケート調査になるが、成人・高齢者ともに、交友関係にあるような友人・知人がいないと答えている人間が約 4 割いる。高齢者については、知人や友人は 1 人から 3 人であると少ない人数を答えた方も同様に約 2 割いる。また、約 4 割が、周りに相談をするような友人・知人関係がないという状況を見て取ることができる。

こうしたことから、社会から高齢者が孤立をしている状況が万引きの発生の一つの要因ともなっているのではないかと考えている。

続いて、万引き対策の取組みについて若干御説明する（図 3）。警視庁においては平成 21 年の 12 月、万引きに関する総合的な対策を推進するため、警察を始めとして自治体や各業界団体、関係機関等をそれぞれの役割を分担するかたちで社会総ぐるみでの取組みを展開するために、東京万引き防止官民合同会議を設置した。現在まで 8 回実施しており、来週に第 9 回目の会議を実施する予定である。こうした会合の中で、万引き被疑者の意識調査、万引き追放 SUMMER キャンペーン、万引きゼロの日の設置、万引き防止のためのシンポジウムなどを実施している。

取組み例ということで三つほど紹介しているが、高齢者との合同キャンペーンや高齢者を対象とした広報の実施、また広報啓発活動等を街頭等で実施している。

4 高齢者による犯罪（事例）

検挙事例ということで幾つか最近の事例を申し上げたい（図 4）。一つは強盗事件である。本年の 8 月に発生した大田区内のコンビニエンスストアに対する強盗事件である。店員に対して刃物を差し出し、強盗に來たと脅迫をしたものであり、被疑者は男性、67 歳の無職の者であった。犯行動機としては、所持金がなく強盗を計画したというものである。

事例 2 は知人女性に対する傷害致死事件で、本年の 11 月に発生したものである。江戸川区内の自宅において 40 代の知人女性と飲酒中に口論となり、かっとなって頭を蹴るなどして死亡させたものである。被疑者は男性、

68歳、無職者である。女性になじられて我慢ができなかったというものである。

事例3は駅構内での暴行という本年8月の事例であるが、被疑者は66歳、会社役員の男性である。二十歳の駅員に対して体当たりをしたり転倒させたりして暴行を加えたものであり、駅員の対応に対して憤慨したという供述であった。

先日の新聞にも掲載されていたが、本年の7月には世田谷区内の、マンション内で介護疲れから夫が妻を殺害し、その後自殺を図ったという事案が発生している。これについては、精神的に追い詰められて無理心中に及んだもので同情できる部分があるという判決内容であり、懲役3年、執行猶予5年の判決が言い渡されている。

続いて、若干古い話になるが、高齢者等に対する防犯支援対策推進モデル地区事業について御紹介する（図5）。本事業は平成22年において、都内における高齢者が被害者になる一方、孤独や生き甲斐のなさを社会的背景として万引きをする高齢者の増加傾向が見られたことから、万引きをした高齢者に対して、被害防止のみならず再犯抑止の観点から防犯支援対策を実施したものである。

1年間の期間を設けて警視庁管内の20警察署を指定し、50歳以上の万引き被疑者に対してアンケートを実施した。その中で、防犯支援対策を受けてもよいと言った支援対策対象者46名を選定した。46名の内訳は、男性19名、女性27名、平均年齢が72歳、最高齢95歳であった。

この46名の方々の万引きの背景については、生き甲斐がない、孤独であるというような事情が背景として浮かび上がってきた。そこで、社会の中に参加を促すことによって、生き甲斐のなさや孤独感の解消に努めるという観点から、ボランティア活動への呼掛け・参加を促した。具体的には、花壇づくりや清掃ボランティアといったものであるが、これに17名ほどが参加した。

その一方で、防犯対策支援を求めない方も数多くいらした。理由としては、高齢で体が動かない、家族の介護で時間がない、人との交流が嫌い、自分のことで精一杯であるなど、社会の中に孤独感を感じている高齢者を組み込むかたちで話を進めようとしても、それに応じてもらえないという、それを組み込むことの難しさもある。

参考であるが、参加してくれた男性と女性にアンケート調査を行った。男性については、家内に言ったら快く理解してくれた、今後も極力参加したい、活動を楽しみにしているという発言があった。女性についても、ボランティア活動に興味を持った、話し相手ができてうれしいという発言があった。

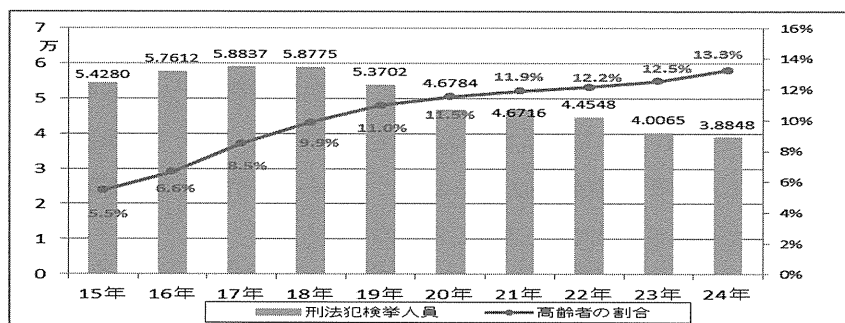
これについては平成23年8月31日までの間ということ一旦終了しているが、こうした取組みによって社会の中に高齢者を巻き込んでいく、高齢者の参加を促していくことが、再犯防止の面でも重要であると考えている。

一統計一 刑法犯検挙人員に占める高齢者検挙割合の推移

(図1-1)

近年、刑法犯の検挙人員が減少しているなか、高齢者人口及び総人口に占める割合の増加もあり刑法犯全体の中で高齢者による犯罪の占める割合は年々高まっている。
 検挙人員総数に占める高齢者検挙人員割合は5.5%から13.3%に上昇した。

《刑法犯》

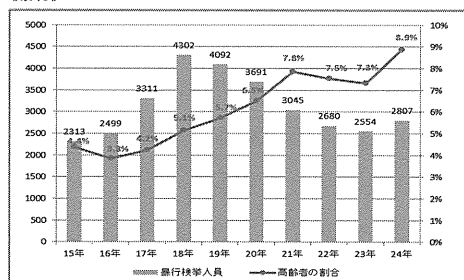


	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
刑法犯検挙人員	54280	57612	58837	58775	53702	46784	46716	44548	40065	38848
高齢者の割合	5.5%	6.6%	8.5%	9.9%	11.0%	11.5%	11.9%	12.2%	12.5%	13.3%

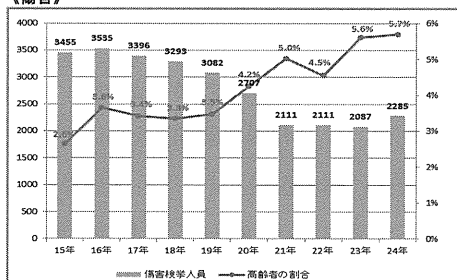
一統計一 犯罪手口別検挙人員と高齢者検挙割合の推移

(図1-2)

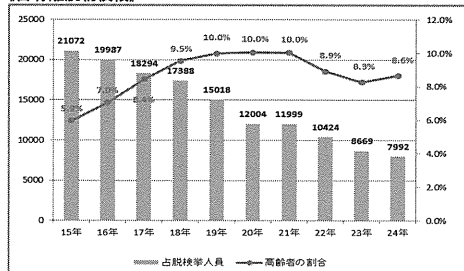
《暴行》



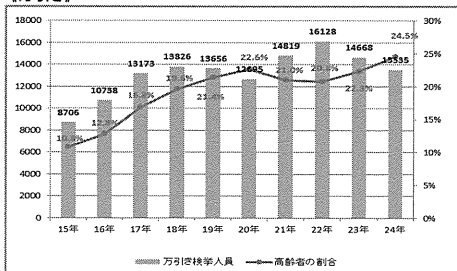
《傷害》



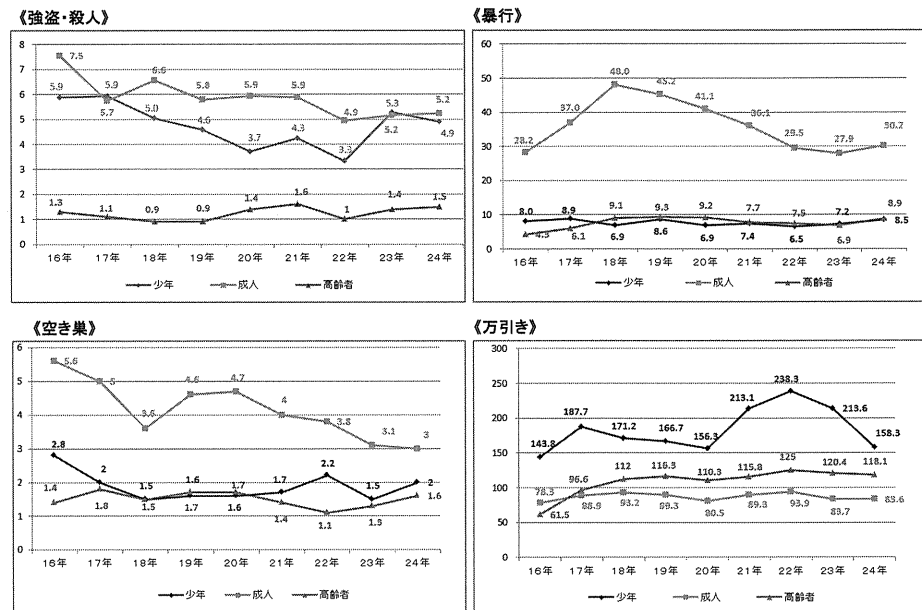
《占有離脱物横領》



《万引き》

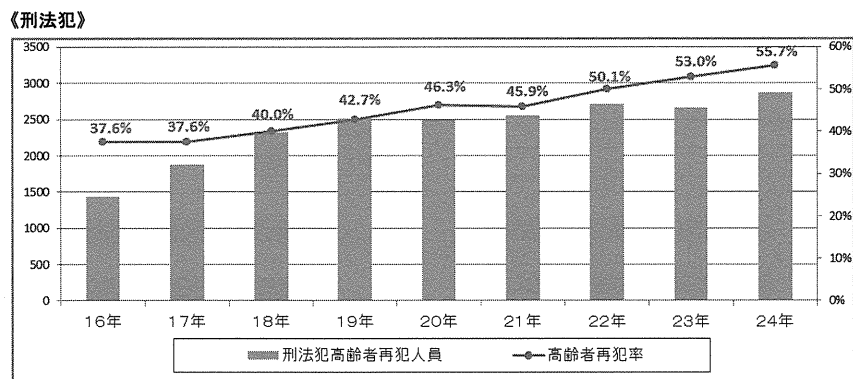


—統計— 人口比に占める罪種別検挙人員(10万人比) (図1-3)



—統計— 高齢者刑法犯検挙人員に占める再犯の割合と再犯検挙人員の推移～(図1-4)

刑法犯再犯検挙人員全体に占める高齢者再犯の占める割合も上昇傾向であり、平成24年の高齢者再犯は55.7%と半数以上を占めている。



一調査一 万引き被疑者調査概要と生活背景 (図2-1)

1 調査目的

警視庁では、万引き防止に係る施策に資するため、万引きの被疑者について、犯行の態様、動機、原因や再犯等に関する調査・分析を実施したものである。

2 調査対象被疑者

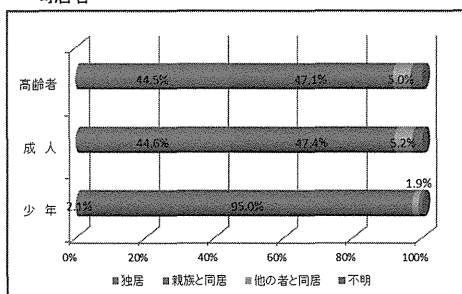
平成22年4月21日から同10月20日まで6ヶ月間

万引き被疑者のうち、調査項目についての回答を得た1,070人を対象

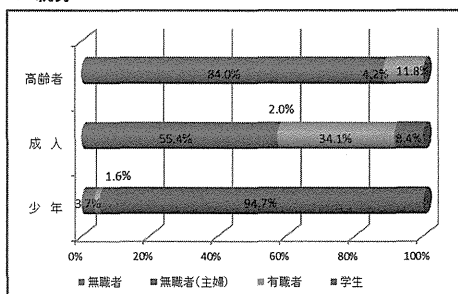
	少年	成人	高齢者	計
男	478	145	67	690
女	224	104	52	380
計	702	249	119	1,070

※少年:20歳未満
※成人:20歳以上65歳未満
※高齢者:65歳以上

3 司居者

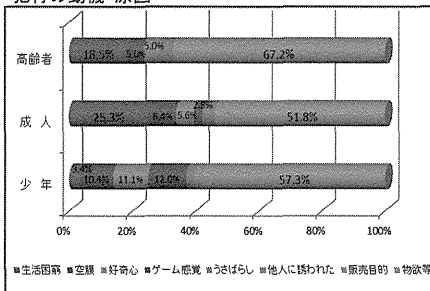


4 就労

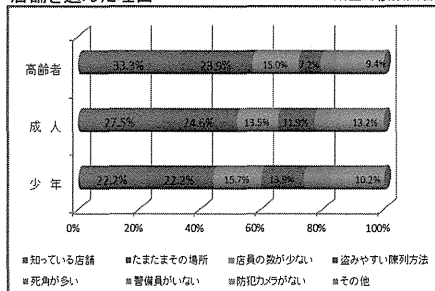


一調査一 万引き被疑者の犯行意識・態様 (図2-2)

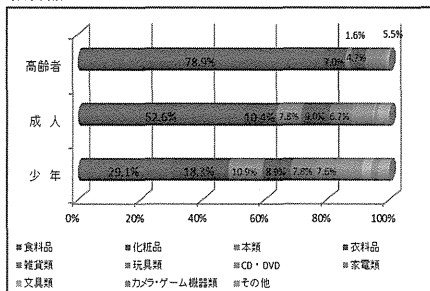
犯行の動機・原因



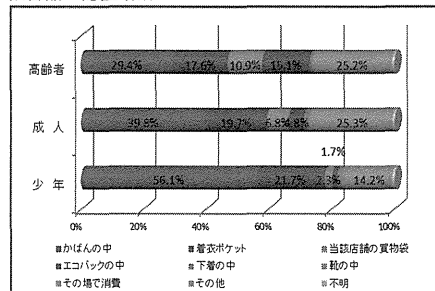
「万引きに関する調査結果報告書」より 店舗を選んだ理由 ※全て複数回答



被害品



被害品の隠匿場所



一万引き対策 一万引き防止対策への取組み (図3)

～「東京万引き防止官民合同会議」の開催～

《目的》
平成21年12月、万引きに関する総合的な対策を推進するため警察、自治体、各業界団体、関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、相互に連携した官民を問わない社会総ぐるみでの取組みを展開するために設置（現在まで8回実施）

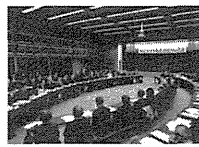
《構成》
「警視庁」副総監含む21名、「東京都」副知事含む10名
「東京都教育庁」東京都教育長含む5名
「業界団体」日本小売業協会含む6団体
「関係団体」日本経済団体連合会含む18団体

《主な取組み》

- 万引き被疑者意識調査
聞取り調査を3回実施
- 万引き追放SUMMERキャンペーン
計4回実施
- 万引きゼロの日の設置
毎月20日を指定
- 万引き防止シンポジウム
2部テーマ「社会の絆づくりと高齢者の万引き問題」を実施

第9回東京万引き防止官民合同会議（12月11日開催）
↓
高齢者万引きの調査・研究を実施
第10回東京万引き防止官民合同会議で「提言」を発表予定

—東京万引き防止官民合同会議—



—万引き防止シンポジウム—



警察署での取組み例



一事件事例一 高齢者による犯罪 (図4)

事例1

刃物使用コンビニエンス強盗

- 発生日時：平成25年8月14日（水）午後7時ころ
- 発生場所：東京都大田区内コンビニエンスストア
- 被疑者：男、67歳（無職）
- 犯行概要：店員に対し刃物を差し出し「強盗にきた」など脅迫したもの
- 犯行動機：所持金がなく強盗を計画したもの

事例2

知人女性に対する傷害致死

- 発生日時：平成25年11月7日（水）午前4時ころ
- 発生場所：東京都江戸川区内自宅
- 被疑者：男、68歳（無職）
- 犯行概要：知人女性（40歳代）と飲酒中、口論となり頭を蹴るなど死亡させた
- 犯行動機：女性になじられて我慢できなかった

事例3

駅構内での暴行

- 発生日時：平成25年8月11日（日）午後7時ころ
- 発生場所：都内駅構内
- 被疑者：男、66歳（会社役員）
- 犯行概要：駅員（20歳）に対して体当たりしたり、転倒させ暴行を加えたもの
- 犯行動機：駅員の対応に憤慨

—対策—「高齢者等に対する防犯支援対策推進モデル地区事業」 (図5)

事業内容

- 1 目的
都内における高齢者が振り込め詐欺やひったくりなどの被害者になる一方で「孤独」、「生きがいのなさ」などを社会的背景として万引きをする高齢者の増加傾向が見られることから万引きをした高齢者等に対して被害防止と犯罪(再犯)防止対策の両面から「防犯支援対策」を実施。
- 2 実施機関
平成22年9月1日から平成23年8月31日までの間(1年間)
- 3 実施署
警視庁管内の20警察署を指定
- 4 実施要領
50歳以上の万引き被疑者に対してアンケートを実施し背景、要因等を把握。また、防犯パトロール、社会参加活動への参加などへの働きかけなど防犯支援対策を実施。



事業結果

- 1 防犯支援対策対象者
46名《男女別:男性19名、女性27名、平均年齢:72歳(最高齢95歳)》
 - 2 万引きの背景
「生きがいのなし」…21名 「孤独」…24名 「生きがいのなし・孤独」…1名
 - 3 社会参加等への参加状況
ボランティア活動(花壇作り、清掃ボランティア等)への参加…17名
 - 4 防犯対策支援を求めない理由
「高齢のため体が動かない」「家族の介護で時間がない」「人との交流が嫌いだ」「自分のことで精一杯」等
- 男性(73歳)、背景:「孤独」、活動内容:花壇作り、キャンペーン
「家を出るとき家内に言ったら快く理解してくれた」「今後も極力参加したい」「活動を楽しみにしている」
- 女性(72歳)、背景:「生きがいのなさ」、活動内容:万引きゼロの日キャンペーンに参加
「話し相手ができうれしい」「ボランティア活動に興味を持った」